

令和 年 月 日

受注者 住所
氏名

印

請 書

	契約番号	
件 名		
工事場所		
履行期間	着手	完成
契約金額	— うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 —	
代金の支払い	完成通知を受けた日から10日以内に検査を完了し、当該検査に合格し適法の支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。	

このことについて、地方自治法、同法施行令、及び各務原市契約規則、仕様書並びに次の条項を遵守のうえ、お請けします。

(権利義務の譲渡禁止)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は、承継してはならない。ただし、各務原市長（以下「甲」という。）の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(監督、検査の協力義務)

第2条 乙又は乙の代理人は、監督職員又は検査職員の監督及び指示に従い、目的物について完成したときはその旨を届け出て、甲の定める検査職員の検査を受けなければならない。

(履行遅延による遅延利息)

第3条 乙の責に帰する理由により履行期限までに目的物について完成することができない場合において、履行期限後に完成する見込があると認めるときは、甲は遅延利息を附して期限を延長することができる。遅延利息の額は、契約金額に対して遅延日数に応じ、請書の発効日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定した率を乗じて計算した額とする。

(契約の解除)

第4条 甲は、乙が契約期間内に履行しないとき又は、履行する見込がないときは、契約を解除することができる。なお、解除によって生じた乙の損害額は賠償しない。

(第三者に与えた損害)

第5条 契約履行に際し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において賠償するものとする。

(契約外の事項)

第6条 この請書中に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

(修繕)